

市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画 の策定期間の見直し

令和3年7月14日

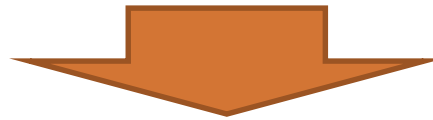
福祉部障害者福祉課

 八王子市

提案の趣旨

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は国の基本方針に即して3年に1度の策定が義務付けられている。

⇒計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大等、様々な支障が生じている。



計画期間の延長を求める。

計画の期間

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基本指針	第5期障害福祉計画及び第1期 障害児福祉計画の基本指針			第6期障害福祉計画及び第2期 障害児福祉計画の基本指針		
東京都	東京都障害者・障害児施策推進計 画(平成30年度～平成32年度)			東京都障害者・障害児施策推進計 画(令和3年度～令和5年度)		
八王子市	八王子市障害者計画・第5期障害福 祉計画・障害児福祉計画			八王子市障害者計画・第6期障害 福祉計画・第2期障害児福祉計画		
(参考) 国	第4次障害者基本計画					

市町村障害福祉計画の概要

根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項

内容

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

市町村障害児福祉計画の概要



根拠法令

児童福祉法第33条の20第1項



内容

- ①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

国の基本指針

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

★基本指針の内容は多岐に渡る…

R2年度に示された目標

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等(新設)
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(新設)



計画の見直しを求める声

- 全国知事会 地方分権改革推進WTの調査結果では…
(調査期間：R3年1月15日～2月9日)

計画期間が短い

障害者計画と内容が重複している

都道府県の計画との整合性を図るのが難しい

計画策定に多大な時間と労力を要している

3年では実績評価に不十分で策定事務に追われている

委託料やアンケート調査費など財政的な負担が大きい

支障事例（1）実質的なサービスに注力できない①

市民サービスに注力するのが難しい

3年では計画期間が短く…

- ・計画策定の業務負担が過大。
- ・実質、毎年計画策定に関連する事務が発生している。

その結果…



- ① 新規事業を構築するには時間が少ない。
- ② 市民サービスにかかる時間が削減されている。
- ③ 3年間では十分な効果の検証ができない。

支障事例（1）実質的なサービスに注力できない②

- ① 新規事業を構築するには時間が少ない。
 - ➡ 新規事業に取り掛かっても、軌道に乗せる前に、次期計画の策定にシフトしなければならなくなる。
- ② 市民サービスにかける時間が削減されている。
 - ➡ 実質、毎年計画策定に関連する事務が発生するため、本来業務である市民への窓口対応や障害福祉サービスにかける時間が削減されている。
- ③ 3年間では十分な効果の検証ができない。
 - ➡ サービス量を見込んで、3年では実績値から傾向を把握するには期間が短いため、実態に見合った目標値が立てづらい。

支障事例（2）業務負担が過大①

業務負担が過大

- ・実質、毎年計画策定に関する事務が発生。
- ・計画策定事務に特化した人員配置は困難。
- ・アンケート調査、コンサル委託、冊子印刷等に関する費用が負担。
- ・市町村障害者計画と合わせて、 
3つの計画を策定している。

（障害者計画は第4次障害者計画と整合性を図る必要があり、障害福祉計画・障害児福祉計画は国の基本指針に即して策定する必要があるため、計画期間にずれが生じている。）

支障事例（2）業務負担が過大②

計画策定のスケジュール

- 計画策定の前々年度
 - ・アンケート調査委託の予算編成(9月頃～)
- 計画策定の前年度

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート調査				→			
地域課題の抽出	→						
庁内政策決定会議						●	
予算編成	→						
委員募集・選出					→		

支障事例（2）業務負担が過大③

●計画策定年度

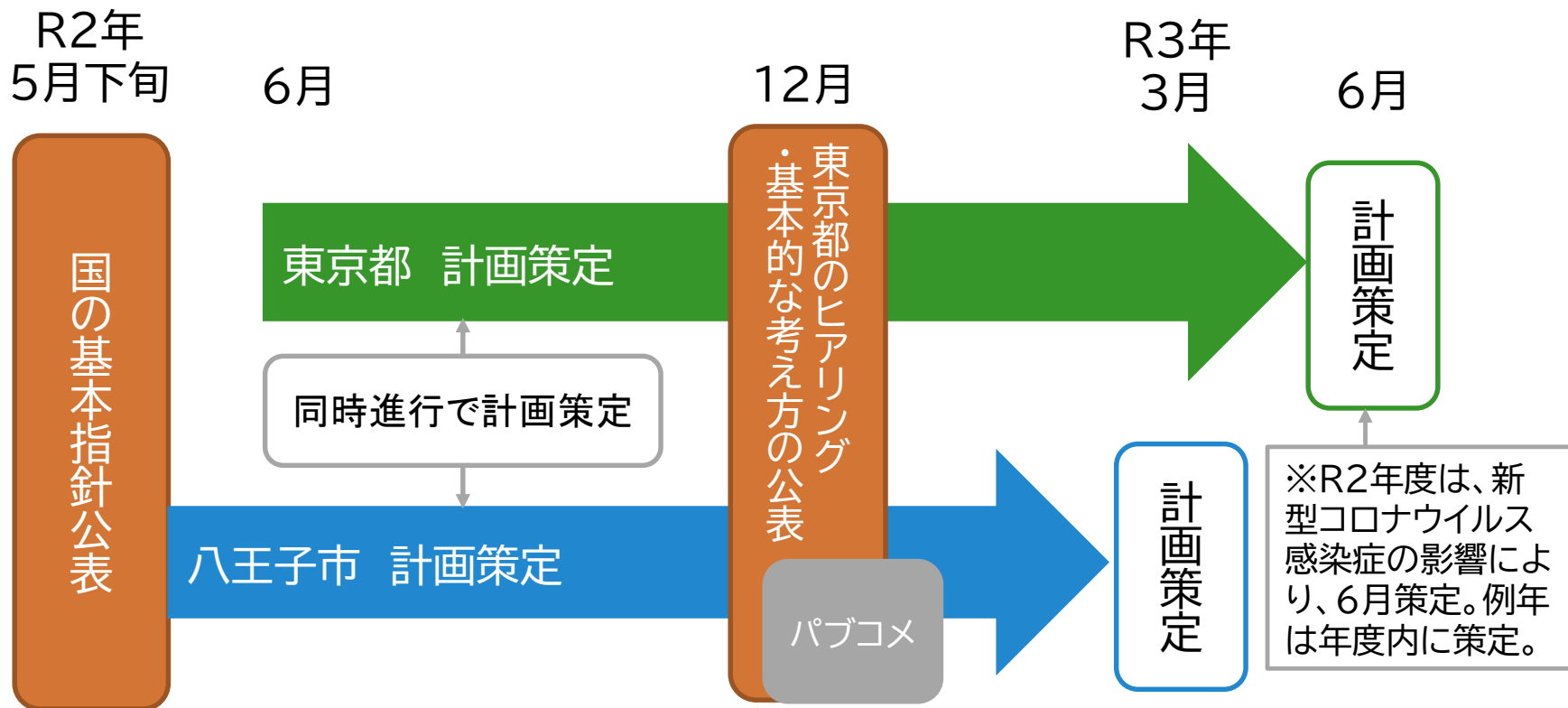
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
調査結果分析	→					
計画策定部会		●	●	●	●	●
庁内政策決定会議						
パブリックコメント						
冊子印刷						

10月	11月	12月	1月	2月	3月
→					
●	●		●		
	●				
		→			
				→	

※期間には準備、取りまとめ等の期間を含む。

支障事例（3）都道府県計画との調整が困難①

例：東京都との調整（R2年度の場合）



5月に国の基本指針が示されてから、東京都と同時進行で計画策定を行う。
東京都のヒアリングや基本的な考え方が示されるのは12月となるため、パブリックコメントに間に合わない。⇒東京都の計画との整合性を図るのは困難

支障事例（3）都道府県計画との調整が困難②

★計画期間が延びた場合・・・

国の基本方針(若しくは、基本方針の考え方)が計画策定年度の前年度には示される。



都道府県は国の基本方針を踏まえた都道府県計画の方針を十分に検討する時間が持て、市町村とのヒアリング期間を適切な時期に設定できる。



市町村は早い時期に都道府県計画の方針を知ることができ、都道府県計画との整合性を図ることができる。

提案内容（求める措置）及び効果

計画策定期間を延長する

3年⇒6年に延長



理由①上位計画である八王子市地域福祉計画の計画期間6年に合わせるのが適当であるため。
理由②現計画期間が3年であることから、必要に応じて中間見直しする場合、6年が適当であると考え
るため。

効果

- 計画に基づく新たな施策等の構築や市民へのサービスに注力することができる。
- 実績評価を十分に行った上で計画を策定できる。
- 計画策定に関する自治体の負担が軽減される。
- 都道府県計画との整合性を図ることができる。